

# 第1章

## 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

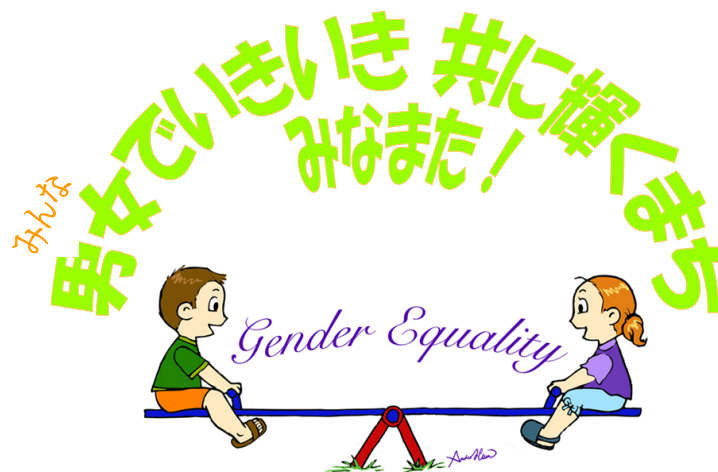
水俣市では、水俣市男女共同参画都市宣言でうたう「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」の実現を目指し、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度を計画期間とする「第3次水俣市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策・事業を実施してきました。

人口減少や少子高齢化が加速する本市にあって、豊かで活力のある社会を維持していくためには、男女が共に支えあい個々の能力を十分に発揮しながら「持続可能な地域社会づくり」を推進していくことが重要です。

今回策定した「第4次水俣市男女共同参画計画」は、水俣市男女共同参画まちづくり条例第10条に基づき、男女共同参画社会<sup>※1</sup>の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本市のまちづくりに関する最上位計画である「第6次水俣市総合計画」の中でも、男女共同参画計画の策定と施策推進が明記されています。

本計画は、前計画の検証結果をもとに、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「SDGs<sup>※2</sup>」や平成28（2016）年4月に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<sup>※3</sup>（以下「女性活躍推進法」という。）」の理念、その他、国や県の動向を踏まえるとともに、令和元（2019）年度中に実施した市民意識調査及び事業所調査の結果を反映して策定しました。



<<用語説明等>>

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条、水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条）
- ※2 SDGs（エスディーゼーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で2030年に向けた17の国際目標と具体的な行動目標となる169のターゲットからなる。
- ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのための基本法

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」とします。
- (2) この計画は、「水俣市男女共同参画まちづくり条例」第10条に基づき策定されたもので、水俣市総合計画等と整合性を図り策定したものです。
- (3) この計画は、SDGsの5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」、17番目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」に向け策定したものです。
- (4) この計画の、「基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり」は、「女性活躍推進法」第6条2項に基づく、「市町村推進計画」として位置づけるものです。
- (5) この計画の、「基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり」、「施策の方向1 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置づけるものです。

## 3 計画期間

令和2（2020）年度～令和8（2026）年度（7年間）

計画の終期は第6次水俣市総合計画と合わせ令和8（2026）年度とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行うこととします。

## 4 基本理念

「水俣市男女共同参画まちづくり条例」第3条に基づき、次の6つを基本理念とします。

### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。

### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### (4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) 市、市民及び事業者の協働

市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われること。

## 5 計画の目標

### 男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち

水俣市男女共同参画都市宣言（平成17（2005）年11月）に掲げる、「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」を計画の目標とします。

（目標のイメージ）

人と人の心をつなぐ「もやい」の精神のもと、心豊かで安心して暮らすことのできる男女共同参画社会

- ・ 男女の性別にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重し、自分らしく生きられるまち
- ・ 男女が共に、対等なパートナーとして協働し、元気で活力あるまち
- ・ 男女が共に、家庭でも仕事でも協力しあい、いきいきと暮らせるまち
- ・ 男女が共に、個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画し、魅力あるまち

## 6 計画の構成

計画の目標である「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」の実現に向けて、この計画の構成は以下のとおりとします。

**基本方針**：「計画の目標」の実現に向けた基本方針

**施策の方向**：「基本方針」の目的を実現するために取り組むべき施策の方向

**施策の内容**：計画期間中に推進する施策の内容

**具体的施策**：具体的に取り組む内容

## 7 計画の体系

目標	基本方針	施策の方向	施策の内容
男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち	I 男女相互の人権が尊重される意識づくり	1 意識づくりに向けた広報・啓発の推進	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発
		2 男女共同参画を推進する教育の充実	(1) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育の実施 (2) 学校における男女共同参画を推進する教育の実施
	II 男女（みんな）で共に支える環境づくり	1 ☆(5.5) 政策や方針決定過程への女性参画の拡大	(1) ★政策や方針決定過程への女性参画の推進 (2) ★女性のエンパワーメントの支援
		2 ☆(5.4) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進	(1) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進 (2) ★仕事と家庭の両立支援 (3) 所得格差の是正と生活困窮者の自立支援
		3 ☆(5.5) あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進
			(2) 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進
			(3) 防災活動への男女共同参画の推進
			(4) 国際的理解の推進
	III 男女（みんな）で共に生きる社会づくり	1 ☆(5.2) 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり	(1) ★DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクハラ(セクシャルハラスメント)性暴力等の予防及び根絶 (2) ★被害者の保護及び支援体制の充実
		2 子育て支援の充実	(1) ★子育てに関する支援体制づくり (2) ひとり親家庭への支援体制づくり
		3 男女が共に心豊かに元気に暮らす社会づくり	(1) 個性に応じた、生涯にわたる健康づくり (2) 地域社会で高齢者を支える体制づくり (3) 障がい者の自立を支える福祉の充実
	IV 男女共同参画推進体制づくり	1 ☆(17.14) 市の推進体制の充実	(1) 男女共同参画の実現を目指した市の推進体制の充実 (2) 男女共同参画の実現を目指した連携
		2 ☆(17.17) 市民、事業者、行政との協働推進	(1) 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

☆：SDGsの該当するターゲット

★：市民意識調査及び事業所調査の結果、男女共同参画審議会の意見、SDGs等を勘案し、重点的に実施する施策

